

平成18年（行ウ）第670号 PLCによるアマチュア無線妨害差止め等請求
事件

原告 草野 利一 外114名

被告 国（行政処分庁 総務大臣）

準備書面（2）

2007年3月20日

東京地方裁判所民事第38部合A1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 只 野 靖

同 村 上 一 也

被告答弁書「第4」原告らに重大な損害が生ずるおそれがないとの点について

1 漏えい電波の強度について

(1) 被告の主張

被告は、本件PLCの導入を可能にした電波法施行規則の改正等の経緯について縷々述べ、その審議過程からすれば、本件PLCにより漏えいする電波の強度は、周囲雑音レベル以下となると考えられるものである、と主張する。

(2) 原告の反論

しかしながら、実際に発売されているPLC機器は、周囲雑音レベル以下どころか、はるかに強い電波を現に漏えいしている。

甲38は、パナソニック製のPLCを使用し、4.5MHz～9.5MHz（中

心周波数7MHz)の周波数帯におけるPLCの漏えい電波を原告らが測定した実験結果である。

甲38の左のグラフはPLC無稼働時のデータであり、右のグラフはPLC稼働中であつファイル転送を行っているときのデータである。

それぞれグラフの縦軸は、上にいけばいくほど電波受信の電界強度が強くなり、アマチュア無線にとってはそれだけ妨害が強くなる。

このグラフを重ね合わせたものが甲39である。

これをみれば、PLCを稼働した時には無稼働時と比較して、最大で25デシベルもの違いがあることがはっきりと見てとれる。

以上は、原告らが、現在実験を行っているごく一部である。このような実験は、各メーカーのPLCの種類や、実験を行う環境・条件にも大きく左右される。原告らは、今後、我が国で現に発売されている複数のPLCを用いて、様々な環境・条件の実験を積み重ねて、より詳細な報告書を作成する予定である。

その結果をみれば、本件PLCが、原告らに重大な損害を生じさせるものであることがより明確になるであろう。

2 「重大な損害が生ずるおそれ」について

(1) 被告の主張

被告は、電波法は、総務大臣の処分については、異議申立てにより電波監理審議会の審議を経た決定による救済の可能性を認め、さらに、その決定に対する取消訴訟という救済の方法を予定しているのであるから、そのような救済方法によることなく、事前の差止めの方法による救済が必要となるほどの「重大な損害」(行訴法37条の4第1項)とは、電波法が予定しているような手厚い救済方法によってもなお救済し得ないほど重大な損害でなければならない、などと主張する。

(2) 原告の反論

しかしながら、上記の行訴法37条の4第1項の解釈論は、被告独自のものであつて、到底認められない。

行訴法37条の4第1項にいう「重大な損害の生ずるおそれ」は、基本的には、本案の問題であると考えべきである。

差止訴訟において、「重大な損害の生ずるおそれ」が必要とされている趣旨は、差止めの要件として、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の役割分担の在り方を適切なものとする必要があり、この観点からは、差止めの訴えが認められる場合は、裁判所が行政の違法性の判断を事前にしなければならないだけの必要性がある場合、すなわち事前救済を求めるにふさわしい救済の必要性がある場合に限ることが適当であるとされていることによる。

これを本件についてみるに、原告らに重大な損害が生ずるおそれがあるかどうかという点は、本件PLCの影響によって、原告らがどの程度アマチュア無線を行えなくなるおそれがあるのかという観点で判断されるべきであるところ、本件PLCが使用する周波数帯は、原告らが許可されたアマチュア無線帯と完全に周波数が重なっており、原告らは、アマチュア無線を全く行えなくなるおそれがあるのであるから、その損害は極めて重大であり、かつ、個別のPLCの型式指定等の処分を争う方法では、到底回復できないほどの重大な損害を被るおそれが極めて高いというべきである。

以上からすれば、本件は、まさしく、事前救済を求めるにふさわしい救済の必要性がある場合であり、当事者適格が問題となる余地はない。

以上